

(公印省略)  
令和5年12月21日

川西市議会議長  
大崎 淳 正 様

総務生活常任委員長  
田 中 麻 未

### 委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

総務生活常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：令和5年12月8日）

1. 議案第55号 川西市総合計画基本構想の策定について

議案の概要

本案は、本市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定めるに当たり、議会の議決を求めるもの。

質疑の概要

問 本案は第6次総合計画の最上位に位置する基本構想で、基本計画も含めてパブリックコメントを実施した上で提案されたものと認識しているが、総合計画に係る市民への公表に係るスケジュールや、並行して策定作業がなされている各個別計画との関係について伺いたい。

答 総合計画については、本案の議決後は速やかに基本構想、基本計画をはじめ資料編も併せて公表していきたいと考えている。また、第6次総合計画では、各個別計画を基本計画の一部として認識しており、指標の数値等を確定させるなどの整合を図った上で公表していきたいと考えている。

問 配付資料の第6次総合計画（案）で「作成中」となっている「市長あいさつ」について、市長の専権事項であることは理解するものの、本案の審査に当たり第6次総合計画策定に係る市長の思いを知りうるものと考えことから、資料に示さなかった理由を伺いたい。

答 市長あいさつについては、機会を捉え公表する考えはあるものの、議案審査にはなじまないものと認識している。また、各個別計画に掲載する市長あいさつも含め調整をしている段階であることから、現時点で資料への掲載は困難と考えている。

特記事項

配付資料あり（川西市総合計画基本構想の策定について）

審査結果 原案可決（全員賛成）

2. 議案第56号 川西市みつなかホール、川西市総合体育館、川西市市民温水プール及び川西市東久代運動公園の指定管理者の指定について

議案の概要

本案は、川西市みつなかホール、川西市総合体育館、川西市市民温水プール及び川西市東久代運動公園の指定管理者を指定するにつき、議会の議決を求めるもの。

#### 質疑の概要

問 市内の文化及びスポーツ施設として、本案に係る4施設以外に、PFI事業で維持管理等を実施している市民体育館及びキセラ川西プラザがあると認識している。これら施設の管理等について、文化及びスポーツの二つの分野に分けて整理するべきと考えるが、市の見解を伺いたい。

答 市民体育館及びキセラ川西プラザについては、契約期間が約20年間の長期となっていることから、現在のところ2分野で整理することは困難な状況と考えている。また、本案で指定管理者を指定する施設については、総合体育館等において老朽化が進んでいることから、今後の対応を検討する必要性を織り込んで指定期間を3年間としており、今後、こうした点について議論していく考えである。

問 配付資料によると、今回の指定管理者候補法人の選定を非公募とした理由で「各種文化・スポーツ団体との信頼関係を築きあげてきており、地域に根差した活動を積極的に行っている。また、文化・スポーツ団体の事務局を担うなど、地域の文化・スポーツの振興において重要な役割を果たしていること。」と記載されている点について、その詳細を伺いたい。

答 指定管理者となる団体については、従前より地元の文化・スポーツ団体と連携して事業を実施してきており、今後もスポーツや文化における地域とのつながりはさらに大切になるものと認識していることから、こうした点を評価し記載をしているものである。

#### 特記事項

配付資料あり（みつなかホール・総合体育館・市民温水プール・東久代運動公園指定管理者候補法人等評価結果【法人名：公益財団法人 川西市文化・スポーツ振興財団】）

審査結果 原案可決（全員賛成）

### 3. 議案第57号 川西市弓道場の指定管理者の指定について

#### 議案の概要

本案は、川西市弓道場の指定管理者を指定するにつき、議会の議決を求めるもの。

#### 質疑の概要

問 配付資料によると、評価結果において、指定管理者となる団体の得点が200点満点中124.25点であった旨が記載されている点について、選定基準としては総得点が配点合計の6割以上であることから、選定基準を僅差で満たしている状況と認識している。そこで、当該団体においては、弓術という特殊な事業の性質上、経営面などでさまざまな苦勞があるものと推測するが、審査後に指定管理者の指定に向けて市

<p>と話し合う機会を設けるなどの対応を行なっているか伺いたい。</p> <p>答 当該団体については、自前の弓道場を所有しているものの、市の施設ほど大規模なものではなく、多額の資金や人材が必要な事業を行った前例はない。しかし、弓道場の運営については、これまでに蓄積したノウハウがあることから有用な団体と認識している。また、資金や人材確保の面については、弓道における幅広い人脈を持っており、指定管理料による安定的な運営について既に話し合いをしている状況である。</p> <p>答 指定管理者選考委員会の中においても、委員より、書類上ではこれまでの経験やノウハウが見えにくく得点を上げにくい部分があるといった指摘は受けているものの、一方で、本市の大切な弓道を守るために市と団体が二人三脚できっちりと取り組むべきという意見もいただいていることから、協力して事業を運営していきたい。</p> <p>問 今回の団体を新たに指定管理者とすることにより、新たに発生する初期投資やランニングコストなどについて伺いたい。</p> <p>答 初期投資としては、従前は総合体育館で行なっていた受付業務について、今回の指定管理より弓道場で行なうことから、受け付けに必要な機材の購入等が生じるものと考えている。一方で、従前は他の業者に委託していた、安土(的を置くための土)や的の整備など、団体が自前で行うことが可能な部分についてはコスト削減を図れるものと考えている。</p>
<p>特記事項</p> <p>配付資料あり(川西市弓道場指定管理者候補法人等評価結果【法人名：特定非営利活動法人 弓術聖風館】)</p>
<p>審査結果 原案可決(全員賛成)</p>

4. 議案第58号 川西市市民体育館等整備に伴うPFI事業に係る事業契約の変更について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、川西市市民体育館等整備に伴うPFI事業の施行に関し、事業契約を変更するにつき、議会の議決を求めるもの。</p>
<p>質疑の概要 なし</p>
<p>特記事項</p> <p>配付資料あり(川西市市民体育館等整備に伴うPFI事業に係る事業契約の変更について)</p>
<p>審査結果 原案可決(全員賛成)</p>

5 . 議案第 5 9 号 川西市斎場の指定管理者の指定について

議案の概要
本案は、川西市斎場の指定管理者を指定するにつき、議会の議決を求めるもの。
質疑の概要
問 配付資料において、指定管理者選定委員会の審査講評として「新たな課題となった残骨灰に含まれる有価物の取扱いについても、市政に資する有意義な提案であった。」と記載がある点について、その詳細を伺いたい。
答 指定管理者制度導入後、残骨灰の処理経費については年間約 3 万円程度であったが、残骨灰の処理に係る経費と含まれる有価物の価格が不透明であったことから、その取り扱いについては市としても課題があると認識していたところ、選定委員会においても、残骨灰の処分経費と有価物の売却益を可視化すべきとの意見があったことを踏まえ、募集要項にその旨を記載したところである。
今回の法人からは、残骨灰の処理経費は年間約 2 8 0 万円であると示されるとともに、残骨灰に含まれる貴金属の売却収入約 6 0 0 万円を市に納入するという提案を受けたことから、審査講評としてこうした記載をしたものである。
特記事項
配付資料あり（ 1 指定管理者候補法人等ほか）
審査結果 原案可決（全員賛成）

6 . 議案第 6 4 号 川西市知明湖キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要
本案は、川西市知明湖キャンプ場及び国崎せせらぎ広場の一体化に伴い、川西市知明湖キャンプ場の貸切使用料、駐車場使用料等を定めるため、条例の一部を改正するにつき、議会の議決を求めるもの。
質疑の概要
問 キャンプ場の使用料に関して、市内料金適用の対象から豊能町を削除することとなった点について、その経緯を伺いたい。
答 国崎せせらぎ広場について、従前はせせらぎ広場の管理に関する覚書により、豊能町が負担金を納めていたが、本市が国から施設を引き継ぐことになった段階で豊能町と協議し、今後は豊能町に負担金をいただかなくなったことから、当該対象から豊能町を除外することとなったものである。

<p>問 配付資料によると、これまでキャンプ場利用者から徴収してきた環境整備協力金を、駐車場の使用料として設定する旨が記されているが、施設利用者等に対する周知方策を伺いたい。</p> <p>答 駐車場使用料については、指定管理者との契約を踏まえると、事実上、キャンプ場の維持管理費に充てられることとなることを、利用者に対して機会を捉えて説明していきたい。</p>
<p>特記事項</p> <p>配付資料あり（知明湖キャンプ場と国崎せせらぎ広場の一体的な運用について）</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

7. 議案第66号 令和5年度川西市一般会計補正予算（第7回）

<p>議案の概要</p> <p>第1表 歳入の全部。歳出第1款議会費。第2款総務費のうち第1項総務管理費第7目公共施設マネジメント費を除く全部。第3款民生費のうち第1項社会福祉費第2目人権推進費及び第3目総合センター費。第4款衛生費のうち第2項環境衛生費及び第3項清掃費。第5款労働費。第6款農林業費。第7款商工費。第9款消防費。第10款教育費のうち第7項生涯学習費第2目生涯学習推進費 生涯学習推進費人件費、第3目文化財費、第5目公民館費及び第6目図書館費。</p> <p>第2表 繰越明許費補正</p> <p>第3表 債務負担行為補正</p>
<p>質疑の概要</p> <p>(1) 第1表 歳入</p> <p>質疑なし</p> <p>(2) 同 歳出</p> <p>第1款 議会費</p> <p>質疑なし</p> <p>第2款 総務費</p> <p>問 市民税賦課事業において、令和6年度から適用される税制改正に対応するためのシステム改修に要する経費として、委託料で1255万円を追加するとともに、233万8000円の繰越明許費を計上している点について、同システム改修の完了見込みを伺いたい。</p> <p>答 今回のシステム改修は6年度からの改正に対応するもので、規模が非常に大きい</p>

ことから、今年度である6年3月末までに対応が必要な部分と、4月以降の対応で間に合うものがあり、統計資料の作成など、4月以降で間に合うものについては繰越明許費を計上しているところである。

第3款 民生費

質疑なし

第4款 衛生費

質疑なし

第5款 労働費

質疑なし

第6款 農林業費

質疑なし

第7款 商工費

問 観光推進事業において、現在整備工事を進めている黒川里山センターの開設に伴う初度備品として備品購入費400万円を追加している点について、その内訳を伺いたい。

答 黒川里山センターの新棟等に係る初度備品については、多目的室で使用する椅子や机、ホワイトボードなどをはじめ、掃除道具、本棚、カーテン等の購入を想定している。

第9款 消防費

質疑なし

第10款 教育費

質疑なし

(3) 第2表 繰越明許費補正

質疑なし

(4) 第3表 債務負担行為補正

問 廃棄物処理業務のうち、一般廃棄物の公園分について、限度額を1006万1000円とする債務負担行為を設定している点について、前回、令和3年度から5年度までの3年間で債務負担行為を設定する際には7500万円を限度額としていたことから、減額となった要因を伺いたい。

答 減額となった要因について、これまでから市内の公園に約340基設置していたごみ箱に関して、持込みごみや電化製品等の不法投棄など、セキュリティの観点から課題があり、社会的にもごみ箱をなくす方向性であることを踏まえ、全て撤去することとなったことによるものである。

なお、自治会において実施している除草や清掃活動の際のごみについては、これまでどおり収集する予定である。

問 学校校務員業務において、令和6年度から8年度までを期間とし、1億1455万4000円を限度額として設定している点について、5年度までは直営で実施していた当該業務を委託化するに当たり追加された項目であると認識しているが、児童の安全面を含め、委託化に至る検討の経緯を伺いたい。

答 校務員の配置については、行政経験を踏まえ、再任用職員等を採用してきた経緯があるが、退職者の減などにより近年は配置が困難となっている。加えて、安全面や効率面での課題があったことから、その改善のため、一部の学校において委託化をすることとなったものである。

なお、校務員の配置については、委託業者において各校に1名ずつ経験者を優先的に配置することに加え、責任者も配置するなど、安全面も考慮した体制を想定しているところである。

#### 特記事項

配付資料あり（（一般財団法人）一庫ダム湖周辺環境整備センター解散及び貸付金返還等について）

審査結果 原案可決（賛成多数）